

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん 室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

相続税の実地調査の状況が発表されました

平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)における相続税の調査状況が発表されました。主に平成28年に発生した相続を中心に申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにも関わらず無申告と想定される事案について調査が行われました。

調査事績の概要は以下の表のとおりです。

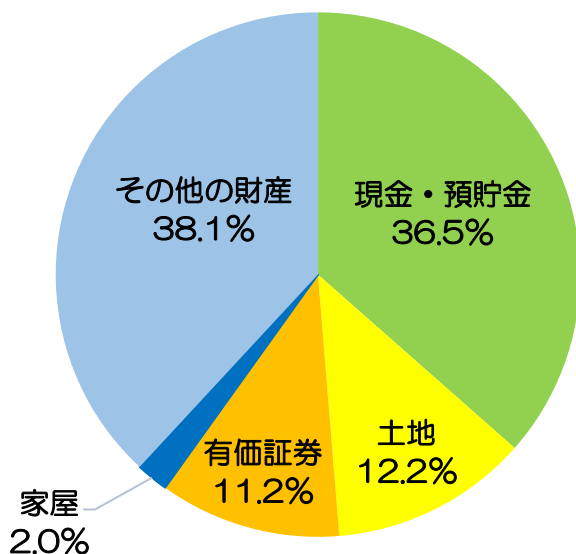
	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度
実地調査件数	12,116件	12,576件	12,463件
申告漏れ等の非違件数	9,930件	10,521件	10,684件
非違割合	82.0%	83.7%	85.7%
申告漏れ課税価格	3,295億円	3,523億円	3,538億円

調査件数に対して非違割合は8割を超えているため調査が行われる場合には、ほぼ確実に申告されていなかった財産が見つかると考えてもよいと思われます。

無申告事案に対する調査状況に限れば、非違割合と申告漏れ課税価格は年々増加しています。無申告者への追徴税額も100億を超え過去最多となったことから、税の公平性を保つために相続税の税務調査は今後も厳しくなると考えられます。

申告漏れとなった相続財産の内訳は以下の円グラフとなります。

申告漏れ相続財産の種類別構成



申告漏れとなった財産の3割は現金・預貯金が占めています。申告漏れが起こるケースとしては相続時に把握していなかった預貯金が新たに発見されるケースや、他人名義の預金口座に預け入れられていた預貯金が被相続人(亡くなった人)の預貯金だったケースが考えられます。



配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例による評価減で税額が0円になる場合でも、申告を行わなければ控除は受けられないため、忘れずに申告を行い無用なトラブルを招かないようにしたいところです。